

広情個審第33号

令和元年7月3日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不存在通知に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年1月17日付け広緑緑第253号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第243号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年1月17日付け広緑第253号の諮問事案（諮問第243号事案）

平成29年6月16日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月30日付け広緑第84号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年7月10日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に基づき、不存在を理由とする公文書不開示決定を取り消し、全開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 請求した通報は明確な犯罪捜査である。現課長が不存在とは通用しない。

イ 意図的に組織的に関与したことも否定する根拠が存在しない。

ウ 平成29年2月24日広島県警指令番号5により制服警察官3名が現着10時と記録。市役所職員（課長を含む）はボランティア団体の用具であり、許可済と警察官に虚偽の発言を行い、犯罪の幫助を行った。

エ 現在に到るも記録が不存在とするなら議会にて調査を要請する手続を行うことを認識し、直ちに全開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

請求のあった公文書は作成又は取得していないため、不存在決定を行ったものであり、請求人の主張には理由がないものとする。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

平成29年2月24日平和記念公園内の無許可大量荷物占有につき中央警察署署員3名が通報により捜査を行ったこと並びに現緑政課及び〇〇〇〇警備が立ち会った事実及び内容・結果等が全てわかる文書の開示を求める本件開示請求に対し、請求の対象となっている公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 ・ 1 ・ 1 7	広緑緑第 2 5 3 号の諮問を受理 (諮問第 2 4 3 号で受理)
H 3 1 ・ 2 ・ 1 9 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
H 3 1 ・ 3 ・ 1 9 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 5 . 1 5 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 6 . 2 1 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授